

第 1 2 回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和 8 年 5 月 2 5 日（月）

開催場所 菖蒲行政センター 4 階第一集会室

開会時刻 午後 2 時 0 0 分

閉会時刻 午後 4 時 1 6 分

第 1 2 回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨 拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 経過報告

第 5 会長提出議案上程

議案第 4 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 4 7 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 4 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 9 号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について

議案第 5 0 号 令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

第 6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 7 報告第 4 9 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について

報告第 5 0 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について

報告第 5 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 5 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

報告第 5 3 号 農業用施設用地に供する届け出について

第 8 協議事項

第 9 農政問題に対する質疑・応答

第 1 0 閉 会

農業委員

出席委員 16名

会 長	杉 田 孝 行 君	会長代理	宮 城 与 四 郎 君
1 番	柴 崎 行 雄 君	2 番	籠 宮 信 寿 君
3 番	池 田 庄 司 君	4 番	奈 良 晴 夫 君
6 番	岸 田 一 男 君	8 番	石 井 幸 宏 君
9 番	大 澤 一 樹 君	10 番	高 橋 七 海 君
11 番	岡 田 武 君	12 番	市 原 功 樹 君
14 番	野 村 俊 岳 君	15 番	早 野 公 夫 君
16 番	長 谷 川 智 英 君	17 番	野 口 和 幸 君

欠席委員 3名

5 番	原 義 雄 君	7 番	青 木 豊 君
13 番	坂 卷 泰 子 君		

推進委員

菖蒲 10	石 井 松 江 君
-------	-----------

事務局

事務局長	田 中 智 也	主 幹 兼 係 長	田 口 一 美
主 任	松 崎 宣 幸	主 任	丸 山 雅 嗣
主 任	松 田 知 也		

午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局長（田中智也君） それでは、定刻となりましたので、第12回農業委員会総会を始めさせていただきます。

皆様、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、5番、原委員さんと7番青木委員さん、13番の坂巻委員さんより事前に欠席のご連絡をいただいております。

初めに、杉田会長よりご挨拶申し上げます。

○会長（杉田孝行君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（杉田孝行君） それでは、早速、議事のほうに移させていただきます。よろしくお願いします。

議事録署名人でございますけれども、9番の大澤委員さん、10番の高橋委員さん、よろしくお願いします。

続きまして、日程第4、報告事項に入ります。

事務局長、よろしくお願いします。

○事務局長（田中智也君） それでは、前回4月24日の総会より本総会開催前までの経過についてご報告させていただきます。

総会議案の3ページを御覧ください。初めに、4月28日、埼玉県農林部農業ビジネス支援課主催による、令和8年度農地集積・集約化関連施策説明会がウェブにおいて開催され、田口主幹が出席いたしました。説明会の内容については御覧のとおりでございます。

次に、5月1日、埼玉県春日部農林振興センター主催による、令和8年度埼玉葛地域農業振興推進会議が、春日部地方庁舎において開催され、私が出席いたしました。会議の内容は、御覧のとおりでございます。

次に、5月12日、農業委員会埼玉葛地方協議会主催による、令和8年度通常総会が三郷市役所において開催され、杉田会長が出席いたしました。議題の内容は、御覧のとおりでございます。

経過報告につきましては、以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま事務局長より経過報告の説明がございました。

今月の経過報告について何かご質問がありましたらお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

続いて、農業委員さんのほうから、皆様方に通知しておく事項がありましたらお受けしたいと思います。よろしくお願いします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎議案第46号

○会長（杉田孝行君） それでは、日程第5、議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくお願いします。

○主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の5ページを御覧ください。申請書番号262304番、譲受人は菖蒲町台在住の方、譲渡人は菖蒲町三箇在住の方となっております。

す。土地の表示につきましては、菖蒲町台地内の田2筆、畑3筆、合計1,392平米でございます。権利の内容は、贈与によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び野菜を22アール耕作しており、取得後につきましては、水稻及び野菜の作付を予定しているとのことでございます。

続きまして、申請書番号262306番、譲受人は菖蒲町三箇在住の方、譲渡人は菖蒲町三箇在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町三箇地内の田2筆、1,850平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻、野菜及び果樹を140アール耕作しており、取得後につきましては果樹（ブドウ）の作付を予定しているとのことでございます。

6ページを御覧ください。申請書番号262307番、譲受人、譲渡人いずれも菖蒲町菖蒲在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町菖蒲地内の畑1筆、田1筆、合計287平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び野菜を48アール耕作しており、取得後につきましては、水稻及び野菜（ネギ）の作付を予定しているとのことでございます。

続きまして、申請書番号262308番、譲受人は菖蒲町上栢間在住の方、譲渡人は春日部市在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町上栢間地内の畑12筆5,656平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は新規就農でございます。取得後につきましては、大豆及びジャガイモの作付を予定しているとのことでございます。

7ページを御覧ください。申請書番号264301番、譲受人は久本寺在住の方、譲渡人は長野県佐久市在住の方となっております。土地の表示につきましては、中妻地内の田1筆、600平米でございます。権利の内容は、贈与によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び野菜を100アール耕作しており、取得後につきましては、水稻の作付を予定しているとのことでございます。

以上の案件につきまして、所有農地について全て良好に耕作管理されており、農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君）　ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

大澤委員さん、お願いします。

○9番（大澤一樹君）　9番、大澤でございます。5月20日に青木委員と現地調査を行いましたので報告いたします。

申請書番号262304番、資料の1番を御覧ください。申請地は、昭和沼より西に300メートルほどの位置にあります。農地の状況は、作付されていませんでしたが、除草はされていまして。北側に、ブドウが作付されていまして。申請者世帯の耕作状況や農機具の所有状況から、申請地を取得後も適正に耕作すると思われます。

続きまして、申請書番号262306番、資料2番になります。申請地は、旧国道122号線の三箇の交差点にあるファミリーマートがあるのですけれども、そこより東に300メートルほどの位置となります。農地の状況は、作付されていませんでしたが、除草はされていまして。北側に、既に80アールぐらいのブドウが作付されていまして。申請者世帯の耕作状況や農機具の所有状況から、申請地を取得後も適正に耕作すると思われます。

続きまして、申請書番号262307番、資料3番になります。申請地は、モラージュ菖蒲から北東に1.3キロメートル、加須市境の位置となります。農地の状況は、ネギとジャガイモが作付されていまして。申請者世帯の耕作状況や農機具の所有状況から、取得後も適正に耕作されるものと思われます。

続きまして、申請書番号262308番、資料の4番となります。申請地は、県道下石戸上菖蒲線の上栢間の交差点にあるセブンイレブンから森下コミュニティセンターの辺りまでの何筆かとなります。農地の状況は、作付はされていま

せんでしたが、除草はされていました。資料４の地図の一番右側の農地だけ草が生えていましたが、膝下以下でした。申請者世帯の耕作状況や農機具の所有状況から、申請地を取得後も適正に耕作すると思われます。

以上４案件については、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断しました。

以上です。

○会長（杉田孝行君） 長谷川委員さん、お願いします。

○16番（長谷川智英君） 議席番号16番、長谷川です。よろしくお願いいたします。5月20日に籠宮委員さんと現地調査を行いましたので、報告します。

申請書番号264301番、申請地は、総会資料の資料５になります。場所については、県道川越栗橋線沿いにある久喜市鷺宮西コミュニティセンターの南側におよそ500メートルぐらいのところに大光寺というお寺があるのですが、そのお寺の東側に位置しております。周りは、水田地帯で、申請地につきましても田植がされており、管理されてきました。現在も耕作されており、農機具等も適正に管理、所有していると、また、自宅から200メートルぐらいの場所にあることから適切に管理されるものと思います。以上のことから、現地耕作状況から許可相当と思われます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま大澤委員さん、長谷川委員さんからの調査報告についてご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって原案どおり可決決定いたします。

◎議案第47号

○会長（杉田孝行君） 続きまして、議案第47号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくお願いします。

○主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第47号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書の9ページを御覧ください。申請書番号262404番、申請人は、神奈川県大和市在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の畑1筆、202平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で、追認案件でございます。敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。譲受人は、神奈川県に居住しておりますが、将来的には実家である当該地へ戻り居住する予定となっております。当該申請地については、以前から宅地への進入路及び倉庫として使用していましたが、昭和45年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

大澤委員さん、お願いします。

○9番（大澤一樹君） 9番、大澤でございます。5月20日に青木委員と現地調査を行いましたので報告いたします。

申請書番号262404番、資料6番になります。申請地は、県道笠原菖蒲線の小林小学校より北方向に約500メートルの位置となります。周囲は、北側が畑、東側が農道、南側がこの住宅のブロック塀、西側が住宅となっております。この案件については、追認案件であり、新たな工事等を行わないことから周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

以上の案件について、申請書内容及び現地の状況から許可相当であると判断しました。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま大澤委員さんのほうからの調査報告についてのご質問をお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありましたので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第47号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の举手願います。

〔賛成者举手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって原案どおり可決決定いたします。

◎議案第48号

○会長（杉田孝行君） 続きまして、議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくお願いします。

○主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書の11ページを御覧ください。申請書番号261504番、譲受人は北足立郡伊奈町在住の方、譲渡人は古久喜在住の方となっております。土地の表示につきましては、古久喜地内の畑1筆、45平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります住宅敷地のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がり10ヘクタール未満のため第2種農地と判断しております。譲受人は、妻と子供1人とともに市外の賃貸住宅で生活しておりますが、子供を授かり、現在の住まいでは手狭になってきたことから自己用住宅を建築することを計画しました。建築地を選定するに当たりましては、商業施設や医療機関が近くにある利便性のよい当該申請地を選定したとこととでございます。隣接する宅地部分を含めて土地の所有者から了承を得られたことから、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号262506番、譲受人はさいたま市緑区に本店を置き土木工事業などを行う法人、譲渡人は菖蒲町三箇在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町三箇地内の畑3筆、1,121平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農地改良のための一時転用で、転用期間は6か月間となっております。農地の区分は、農用地区域でございますが、農地改良のための一時転用でありますので、農地法施行令第11条の規定に基づき、不許可の例外が適用されるものでございます。当該申請地は、隣接地より低い土地にあり、雨水等が集まる集水場所となっておりますことから、盛土、整地等を行い優良農地に変え、畑として利用したいとのことでの農地改良となっております。工法は、現在の表土の下に新たに搬入する土を入れる、いわゆる天地返しによるもの

でございまして、採掘の深さは37センチから60センチ、現況面より、おおむね37センチのかさ上げを行う計画でございます。搬入土は、素掘り側溝時に発生したもの、もしくは草刈り時に持込みした土で、農地改良後は枝豆の作付を予定しているとのことでございます。

12ページを御覧ください。申請書番号262507番、譲受人は戸田市に本店を置き、土木建築業などを行う法人、譲渡人は菖蒲町三箇在住の方ほか6名となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町三箇地内の田1筆、畑6筆、合計4,586平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農地改良のための一時転用で、転用期間は9か月間となっております。農地の区分は、農用地区域でございますが、農地改良のための一時転用でありますので、農地法施行令第11条の規定に基づき、不許可の例外が適用されるものでございます。当該申請地は、水はけが悪く、1筆ごとの区画も小さいことから盛土、整地等を行い優良農地に変え、畑として利用したいとのことでの農地改良となっております。工法は、現在の表土の下に新たに搬入する土を入れる、いわゆる天地返しによるものでございまして、採掘の深さは60センチから100センチ、現況面からおおむね30センチから50センチのかさ上げを行う計画でございます。搬入土は、菖蒲町柴山枝郷のストックヤードに保管してある建設現場で発生した一般建設残土であり、農地改良後は枝豆、トウモロコシ、タマネギなどの作付を予定しているとのことでございます。

続きまして、申請書番号263507番でございますが、申請書番号263507番、263508番、263509番については、譲受人が同一のため、一括して説明させていただきます。譲受人は、加須市に本店を置き、土木工事業などを行う法人、譲渡人は申請書番号263507番、263508番は高柳在住の同一の方、263509番は新井在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、申請書番号263507番は佐間地内の田2筆、4,894平米、申請書番号263508番は高柳地内の畑1筆、田2筆、合計1,724平米、申請書番号263509番は佐間地内の田2筆、1,698平米でございます。申請の内容につきましては、いずれも使用貸借権設定によります農地改良のための一時転用で、転用期間は4か月間となっております。農地の区分は、申請書番号263507番、263509番は農用地区域、申請書番号263508番は10ヘクタール以上の規模の団地の農地の区域内にあるため第1種農地であります。農地改良のための一時転用でありますので、農地法施行令第11条の規定に基づき、不許可の例外が適用されるものでございます。当該申請地は、隣接地より低い土地にあり、雨水等が集まる集水場所となっておりますことから、盛土、整地等を行い優良農地に変え、畑として利用したいとのことでの農地改良となっております。工法は、現在の表土の下に新たに搬入する土を入れる、いわゆる天地返しによるものでございまして、採掘の深さは30センチ、現況面よりおおむね70センチから95センチのかさ上げを行う計画でございます。搬入土は、建設現場で発生した土を改良したもので、農地改良後は芝生の作付を予定しているとのことでございます。

続きまして、申請書番号263510番、譲受人は上清久に本店を置き、上下水道給排水衛生設備工事の設計施工などを行う法人、譲渡人は北広島在住の方となっております。土地の表示につきましては、北広島地内の田3筆、828平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります資材置場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がり10ヘクタール未満のため第2種農地と判断しております。譲受人は、久喜市内を中心に上下水道の工事を中心とした建設業を営んでおります。近年、鷲宮地区や幸手市内での工事が増えており、現在使用している上清久や六万部にある資材置場からでは距離があることから、作業効率等を考慮し、申請地を資材置場として使用することを計画したところ、土地の所有者から了承を得られたことから、今回の申請に至ったものでございます。

14ページを御覧ください。申請書番号263511番、譲受人は千葉県匝瑳市に本店を置き、各種物品の販売、企画及び製造などを行っている法人、譲渡人は小右衛門在住の方となっております。土地の表示につきましては、小右衛門地内の畑1筆、275平米でございます。申請の内容につきましては、賃貸借権設定によります資材置場を敷地拡張するた

めの雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地と判断しております。したがって、原則許可とならない区域でございますが、農地法施行令の規定、既存敷地の面積の2分の1を超えない敷地拡張として不許可の例外に該当するものでございます。譲受人は、千葉県匝瑳市を拠点として庭木や植木の販売などを行っておりますが、近年、埼玉県をはじめとする関東一円からの注文が増加したことから、埼玉県周辺に生産拠点を設けることとし、久喜市農業委員会から令和8年3月30日付で植木を育成するための資材置場とする農地転用の許可を受け、小右衛門地内でオリーブの育成を始めました。当初は、直近3年間の出荷実績を基に育成する予定でしたが、近年の需要の増加に伴い既存の許可地のみでは用地が不足するようになりました。そこで、既存許可地と一体的に土地利用ができる隣接地への敷地拡張を計画したところ、土地の所有者から同意が得られたことから、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号264503番、譲受人は白岡市在住の方ほか1名、譲渡人は桜田4丁目在住の方ほか2名となっております。土地の表示につきましては、東大輪地内の畑1筆、161平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります住宅敷地のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がり10ヘクタール未満のため、第2種農地と判断しております。譲受人は妻とともに市外の賃貸住宅で生活しておりますが、子供の誕生により現在の住まいでは手狭になることから自己用住宅を建築することを計画しました。建築地を選定するに当たりましては、敷地面積が十分にあり、妻の実家にも近く、お互いに協力し合える立地であることから今回の申請に至ったものでございます。

以上の案件につきまして、いずれの申請者も立地基準及び資金、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない申請内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上となります。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

石井委員さん、お願いします。

○8番（石井幸宏君） 8番、石井です。5月18日に早野委員さんと現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号261504、資料7です。申請地は、ロヂャース久喜店から北に200メートルほどに位置しております。周囲は、北側が青毛堀川の遊歩道予定地であります。東側が住宅、南側が宅地、西側が畑になっております。被害防除につきましては、周囲をマウントアップして土砂流出防止をしています。また、排水については合併浄化槽を設置し、申請地の西側の道路側溝に接続する計画になっており、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われます。申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたしました。

以上です。

○会長（杉田孝行君） 大澤委員さん、お願いします。

○9番（大澤一樹君） 9番、大澤でございます。5月20日に青木委員と現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号262506番、資料8番を御覧になってください。申請地は、旧国道122号の荻野歯科クリニックの国道を挟んだ反対側の位置となります。周囲は、北側が旧国道122号線、東側が私道、南側が駐車場、西側が市道となっております。この土地は雨天の際に市道から雨水は申請地に流れてしまい、水はけが悪いため野菜等が枯れてしまうとのことで、掘削とかさ上げを行い、農産物が収穫できるようにしたいとのことです。周辺農地はないので被害を及ぼすことはないと思います。

続きまして、申請書番号262507番です。資料の9番を御覧になってください。先ほどお話ししたような位置なのですけれども、申請地は旧国道122号の荻野歯科クリニックの国道を挟んで反対側の100メートルほど入った場所となり

ます。周囲は、北側が畑、東側が畑、南側が畑、西側が市道となっております。こちら雨天の際に市道からの雨水が申請地に流れてしまい、水はけが悪いため野菜等が枯れてしまうので、掘削とかさ上げを行い、農産物が収穫できるようにしたいとのことです。被害防除策は、平場、法面、側溝を設置し、土砂、雨水が流出しないように対策されています。

以上2案件については、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断しました。

以上です。

○会長（杉田孝行君） 籠宮委員さん、お願いします。

○2番（籠宮信寿君） 2番、籠宮でございます。栗橋地区における5条申請が5件ほどございます。先ほど事務局のほうから説明がありましたように、3件が263507から263509までが1個、同じような地域でございます。これにつきまして5月20日、長谷川委員さんと現地調査を行いましたので、報告させていただきます。一括にて報告させていただきます。

申請地につきましては、栗橋西小学校から南に100メートル弱の農村に3か所ほど計画がございます。初めに、263507でございます。資料10の申請地でございますが、こちらにつきましては、北側が水田、東側が用水道、南、西側については市道に隣接をされてございます。

次に、263508でございます。資料11でございますが、こちらにつきましては北側に市道、南側に水田、東、西側には官有地、このところに鉄塔がちょっと建っていたような状況でございます。

次に、263509でございます。資料ナンバー12番でございます。こちらにつきましては、北側に住宅、東、西に市道、南側に水田というふうな形で隣接をしております。現況等は、3件とも昨年まで稲作をされていた状況のままで雑草が若干繁茂していた状況でございます。先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人につきましては、申請地に芝を育成するというふうなことからかさ上げする、農地改良を施すものでございまして、これに伴い被害防除としましては、隣接する道路より30センチかさ上げ予定、土砂の流出等がないような形で隣地及び隣接道路の間に30センチの幅、20センチの深さの素掘り側溝を設置、さらに30センチ平場を設けて法面を整備し、かさ上げをするというふうなことを確認をさせていただいたところでございます。

次に、申請書番号263510でございます。資料ナンバー13番を御覧いただきたいと思います。申請地につきましては、南栗橋の市街地に隣接してございまして、下のほうに栗橋南小学校が示されているかと思います。ここから300メートルほどに位置してございまして、南北に市道、東側、住宅地、西側、宅地、畑というふうな現況で、畑として一部利用されていて、野菜などが作付されてございました。発生土など掘削工事の資材置場というふうな利用申請がございまして、被害防除としましては粉じんなど近隣の住民の方に迷惑が及ぼさないよう高さ2メートルの柵を設置することを確認をさせていただいています。また、資材置場の稼働時間、9時から夕方17時までということで通行人等に迷惑を及ぼさない計画になっていることを確認をさせていただきました。

次に、263511でございます。資料12を御覧いただきたいと思います。申請地につきましては、真ん中ほどにございます栗橋ナーシングホーム翔裕園というところから直線で多分200メートル程度だったと思います。そちらの集落に位置をし、南側に住宅、西に市道、北に畑というふうな状況でございます。資料14の右側の公図のほうを見ていただきますと、隣接地については既に3月の段階で許可いただいていて、オリーブの木が植わってございます。その今回申請に当たって出てきたところに敷地拡張というふうなことでございまして、こちらにつきましては現況上、北側に住宅地のブロック、南側についてもブロックに囲まれたところで、あとは隣接道路ということで、他の農地に影響を及ぼすことはないものということで判断をさせていただきました。

以上5件につきましては許可相当であるということで判断をさせていただいたところでございます。

以上です。

○会長（杉田孝行君） 長谷川委員さん、お願いします。

○16番（長谷川智英君） 議席番号16番、長谷川です。5月20日に籠宮委員さんと現地調査を行いましたので、報告させていただきます。

申請書番号264503番です。申請地は資料15になりますけれども、J R東鷺宮駅から北側に約1,500メートルぐらいのJ R宇都宮線沿いのそばにある密蔵寺というところから南に200メートルぐらいのところに位置しております。周辺は住宅が建ち並び、西側と北側は民家がありました。東側、南側は市道となっておりまして整地されておりました。ここは住宅地ということで、排水については合併浄化槽を介して市道にある側溝に接続する設計となっております。また、周辺は農地がないこと、また、被害を及ぼさないというふうに思われますので、本件につきましては、申請内容及び現地の状況から許可相当かと思われました。

以上です。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま石井委員さん、大澤委員さん、籠宮委員さん、長谷川委員さんからの調査報告について質問をお受けいたします。

池田委員さん。

○3番（池田庄司君） ちょっと事務局にお伺いしたいのですが、申請番号263511番、この小右衛門のところは第1種農地ということで、今回の申請の中では既存の農地の2分の1以内ということで申請されているのだと思うのですが、前回も同じような形でオリーブを作るということで雑種地の変更だったと。何か、これちょっと見ますと、この2分の1という数字の中で2回に分けている部分のような雰囲気がある。その辺の数字をちょっと教えていただきたいのですけれども。

まず1回目に、オリーブの作付をしたいということで農地転用を図った。それプラスアルファが面積が増えたわけですから、2分の1以内の数字が増えていますよね。今回の申請では畑を275平米なのですが、これを追加してきたというふうなことになるわけです。これ第1回目のときに、これをプラスアルファすると2分の1以内で許可になったのかどうかと。まず、そこを確認したいのですが。

○会長（杉田孝行君） 事務局、お願いします。

○主任（松田知也君） 事務局の松田です。少々お待ちください。

○会長（杉田孝行君） それでは、暫時休憩させていただきます。

午後 2時45分 休 憩

午後 2時51分 再 開

○会長（杉田孝行君） それでは、再開させていただきます。

では、事務局、お願いします。

○主任（松田知也君） 事務局、松田です。3月30日に一度、許可を取っている場所になります。こちらに関しては、もともと既存の土地2分の1に当たるということで許可したものでございます。当時の面積につきましては、970平米になります。970平米のおよそ2分の1が485平米ということで2分の1以下に当たるということで許可したものでございます。今お伺いされたように足し算すると275平米足す315平米で590平米になりますので、590平米が970平米の2分の1に当てはまるかという、ちょっと足りていないというふうになる。池田委員のご質問の内容で言うと、足すと当時の2分の1に当たらないのではないかという話に関しては、そういう事情は当たらないことになります。

○会長（杉田孝行君） はい、池田委員さん。

○3番（池田庄司君） 前回の申請地が315平米、これを農転をしたのが、まだ数か月前なのです。その数か月前で状況が変わったのでしょうかけれども、何で一括でやらなかったのですかという疑問が出てきます。一括でやると、先ほどご説明をいただいたように2分の1には入らないから不許可になるというふうなことで、わざわざ分けたというふうに取りられてもしょうがないことだなというふうに思います。いや、別々でそれは申請がきたのだから許可をせざるを得ないというのであれば、それで結構です。

○会長（杉田孝行君） 松田主任さん。

○主任（松田知也君） そうですね、3月の申請と今回の申請に関しては別というものと見ておりますので、今回のこの申請が内容が、内容がきちんと精査して合っているのであれば、これは特に問題がないものという認識しております。

○3番（池田庄司君） 分かりました。

○会長（杉田孝行君） よろしいでしょうか。

○3番（池田庄司君） はい、結構です。

○会長（杉田孝行君） ほかにございますか。

早野委員さん。

○15番（早野公夫君） 15番、早野です。オリーブは農作物でしょう。それだと、それで地目変更というのはおかしいのでは。農地でいいのだから。

○会長（杉田孝行君） 松田主任。

○主任（松田知也君） オリーブを植えて収穫するということであれば、農作物の扱いでもよかったのですけれども、今回、庭木とか植木での申請ですので、問題はございません。

○15番（早野公夫君） いや、そもそもオリーブは農作物でしょう。実を取って加工するのでしょうか、オリーブ。

○主任（松田知也君） そういう申請でしたら、それで結構ですけれども、あくまで今回は植木業者さんが庭木として売買するものですので、特にその業者さんが植えて収穫するという計画ではございません。

○15番（早野公夫君） 樹木でも農地でしょう。地目変更することではないでしょう。農産物でしょう。農作物なのだから雑種地にする必要はないでしょう。それを農作物というか、そのオリーブを鉢とかそういうふうに入れて、そこでお店として、そこで販売するのだったら必要かもしれないけれども、違うでしょう。だって、農地でいいのだから。変えることないのだから。

○3番（池田庄司君） 1つお尋ねしますけれども、ここはオリーブをストックするところなのですか、育てるところなのですか。植木屋さんが何かやるのですか。その辺の目的がはっきり。オリーブは、確かに早野さんが言うとおり、農作物です。それをどのように使うのですか。それだけよく教えてもらいたいのですけれども。

○主任（松田知也君） 申請内容は、千葉の業者さんで植木屋さんです。この方々が埼玉県や以北、北側のほうに庭木を売却するに当たって、オリーブの木を一旦埋めて、それを販売する。そのまま、木そのものをそのまま売却するので、特に収穫とかは考えていないのです。

○15番（早野公夫君） 苗木、だって、農作物でしょう。だから、地目変えることないでしょう。

○会長（杉田孝行君） それでは、再度休憩させていただきます。

午後 3時05分 休 憩

午後 3時20分 再 開

○会長（杉田孝行君） それでは、時間になりましたので、再開したいと思います。席に着いてください。

それでは、事務局が説明する前に長谷川委員さんが現地を確認しておりますので、長谷川委員さんのほうからひとつお願いしたいと思います。

○16番（長谷川智英君） それでは、先ほど籠宮委員さんのほうから説明がありましたように、資料の14になります。ここが今回申請のあったところなのですが、隣接地にはオリーブが10本ほど植わっております。ですから、先ほどこの議案の説明につきまして田口係長のほうから、20本では供給が多くなってきたので足りないからという形を聞くと、ここは育成の場所というか、育てるための場所か何か、資材置場という感覚には取れませんでした。内容も、この今回申請があったところなのですが、50センチほど周りよりは土盛りしてありましたので、ちょっと不思議に思えたのですが、コンクリートが見えていたので、その辺の判断ちょっと難しいのですが、なかなか、育てるというふうに、私たちは、籠宮委員さんと解釈したので、資材を置くという感覚ではなかったかなというふうに取りました。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま長谷川委員さんのほうから、現地の状況について再度ご説明があったわけでございます。これについて事務局のほうからお願いします。

○主任（松田知也君） 事務局、松田です。こちら同じ内容で3月にも申請をいただいて許可している内容で、その際も植木を植えて資材置場にするという内容で許可しているものでございます。こちらに関して今回、早野委員さんのお話ですと、オリーブを植えてあるから農作物だから当たらないのではないかなというようなお話になるかと思うのですが、こちらの業者さんは今回の申請では売り物の木を一旦こちらに植えてストックして、また、すぐ販売が決まったら売るといような形を取っていますので、もう本当に商品を置いて、それを流すといった内容でこちらは把握しているところでございます。

なお、長谷川委員さんからコンクリートが見えていたというお話がありましたが、事務局が現地調査をした際にはコンクリートの確認はできませんでした。

○15番（早野公夫君） 早野です。このオリーブの木を販売する目的で……育てるのではなくて販売する目的でやるのだと確かに何か解釈がちょっと違うのだけれども。農地なのだから。農作物を育てるところが農地でしょう。そこにオリーブを植えて販売する。農地でいいのではないの。

○会長（杉田孝行君） 池田委員さん。

○3番（池田庄司君） 農業委員会事務局が今回のこの案件について、要は資料を受けて説明を聞いて、その判断として植木屋さんが仮置きをするという考え方で雑種地に農転をしたいというふうに判断をして農業委員会に出しているのだと思うのです。ですから、農地でいいのだろという考えでなくて、要は農転をするしないという判断の中で決めていく話で、雑種地に、要は許可をお願いをしたいと。分かりましたということで事務局が農業委員会に出しているということです、これは農地でいいのしょうという話には私はならないと思うのです。ですから、事務局のほうで、これは農転の許可案件なのだという判断の下に農業委員会に出しているわけですね。ですから、それを農業委員会としては許可をするかしないかの判断をすればいいということなのだろうと思います。

○会長（杉田孝行君） 長谷川委員さん。

○16番（長谷川智英君） 長谷川です。先ほどの2分の1の特例要件という話で、面積の計算すると2分の1を小分けすれば当然クリアするわけなのですが、今回はそれをどういうふうにするかというのをちょっとお聞かせ、確認をし、先ほど池田委員さんが言ったとおり、その辺の判断をどうしたらいいかがちょっと分からないのですが、よろしくお願いします。

○会長（杉田孝行君） 事務局、お願いします。

○事務局長（田中智也君） 先ほども申し上げさせていただきましたが、3月の許可の申請時点で既存地の2分の1ということで許可させていただきました。今回の5月の申請に関しても、3月の別として考えて2分の1の要件を満たしているということで問題ないという認識でございます。

○会長（杉田孝行君） 池田委員さん。

○3番（池田庄司君） 事務局の判断が出たわけですから、議長のほうで採択を採っていただければと思います。

○会長（杉田孝行君） はい。それでは、皆さんのほうから意見を出したわけでございますけれども、討論を打ち切りまして、採決に入りたいと思います。

○会長（杉田孝行君） それでは、263511を除く申請について賛成の挙手を願います。

〔賛成者挙手（多数）〕

○会長（杉田孝行君） 263511を除くものについて多数ということで決定させていただきます。

続きまして、263511についてを原案に賛成の農業委員の挙手願います。

〔賛成者挙手（少数）〕

○会長（杉田孝行君） この263511については、賛成少数のため不許可といたします。

◎議案第49号

○会長（杉田孝行君） 続きまして、議案第49号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案についてを上程します。

事務局に説明を求めます。田口係長、よろしくお願いします。

○主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第49号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について、議案書の16ページを御覧ください。初めに、久喜5番、設定を受ける農地は除堀地内の田2筆、917平米でございまして、菖蒲町小林に事務所を置く法人となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用7年1か月間となっております。

続きまして、久喜6番、設定を受ける農地は北青柳地内の畑4筆、364平米でございまして、北青柳在住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、普通畑利用6年間となっております。

続きまして、菖蒲8番、設定を受ける農地は菖蒲町柴山枝郷地内の畑5筆、5,290平米でございまして、菖蒲町柴山枝郷在住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、普通畑利用6年間となっております。

続きまして、菖蒲9番、16ページの下段から17ページを御覧ください。設定を受ける農地は、菖蒲町新堀及び菖蒲町菖蒲地内の田12筆、5,883.91平米でございまして、菖蒲町菖蒲在住の方となっております。設定する権利は、賃貸借権の設定、水田利用10年間、賃借料は反当たり7,000円となっております。

最後に、鷲宮3番、設定を受ける農地は八甫地内の畑1筆、397平米でございまして、本町4丁目に事務所を置く法人となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、普通畑利用10年間となっております。

久喜市農用地利用集積等促進計画の案について、説明は以上となります。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました。それでは、質問をお受けしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

議案第49号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって原案に対し、異議なしの意見をつけることに決定いたします。

◎議案第50号

○会長（杉田孝行君） 続きまして、議案第50号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくお願いします。

○主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第50号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてでございます。総会資料と一緒にお配りした資料の中に右肩に久農委第132号、令和8年5月18日と書かれておりまして、タイトルは令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）の確認についてというホッチキス留めの資料がございますので、御覧ください。

先日、総会資料と一緒に郵送にてお配りさせていただきまして、農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんの皆様からご意見を頂戴したところでございます。短い期間になってしまいましたが、ご協力いただきありがとうございます。今回、委員の皆様からご意見等はございませんでしたので、実施状況の公表（案）をそのまま今回の議案とさせていただきます。

それでは、表紙を1枚めくっていただけますでしょうか。この実施状況についてでございますが、農業委員会は農業委員会等に関する法律の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされております。その中で、昨年度目標として掲げたものの実施状況を確認し、公表するものでございます。

資料の1枚目、ページ番号は振っていないのですが、資料の1枚目、農業委員会の状況については、農業委員、農地利用最適化推進委員の人数や農家、農地等の概要となっております。

裏面の2枚目から3枚目の中段にかけては、農地の集積、遊休農地の解消の実績を記載しておりまして、農地の集積は、目標面積100ヘクタールに対し、58ヘクタールの実績となりました。また、遊休農地の解消は目標面積6ヘクタールに対し、8ヘクタールの実績となりました。

3枚目の下段から4枚目の上段にかけては、新規経営体の参入実績で、14.77ヘクタールの目標に対し、3経営体の参入で2.7ヘクタールの実績となりました。

4枚目の中段から下段にかけては、最適化活動についてで、3回の活動強化期間を設定し、3回の実績となりました。

5枚目は、新規参入相談会への参加についてで、2回の目標に対し、10回の実績となりました。

最後6枚目は、総会や農地転用事務の実施状況についてでございます。

目標の達成状況といたしましては、農地の集積面積が前年度の29.71ヘクタールから58ヘクタールに、遊休農地の解消面積が前年度の5.4ヘクタールから8ヘクタールにそれぞれ向上するなど、前年度の実績を上回っており、総じて目標に対して期待を上回る結果が得られたものと考えております。

令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についての説明は、以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。議案第50号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって原案どおり可決決定いたします。

◎報告事項

○会長（杉田孝行君） それでは、日程第7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくお願いします。

○主幹兼係長（田口一美君） 初めに、議案書の20ページを御覧ください。農地法第4条の届出でございます。今月は5件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、22ページから23ページを御覧ください。農地法第5条の届出でございます。今月は6件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、25ページから27ページを御覧ください。農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月は7件の届出を受理しており、相続を原因とする届出となっております。

続きまして、29ページから32ページを御覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月は9件の合意解約に係る通知が届出されております。

最後に34ページを御覧ください。農業用施設用地に供する届出についてでございます。今月は2件の届出を受理しており、それぞれ農業用倉庫、倉庫の設置に伴う届出となっております。

報告についての説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま報告の説明がありました。何かご質問がありましたらお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎協議事項

○会長（杉田孝行君） それでは、日程第8、協議事項に入ります。

今回は、認定農業者の認定に関する意見照会がありました。

それでは、事務局から照会事項について、その内容の説明を求めます。

田口係長、よろしくお願いします。

○主幹兼係長（田口一美君） 認定農業者を認定するに当たりましては、農業経営者から市に対して農業経営改善計画が提出されます。こちらを判断するに当たりまして、認定農業者にふさわしいか否か、農業委員会の意見を求められているものでございまして、今月は1件の申請が提出されております。

それでは、総会資料と一緒に配付させていただきましたA4コピーのもので、表側に農業経営改善計画の認定に係る意見について（照会）と書かれておりますものがございまして御覧ください。申請者は、菖蒲町柴山枝郷在住の方で新規の認定となります。目標とする営農類型は、果樹類の単一経営でございます。申請者は、幸水を主軸とする梨の栽培を行っている方で、現在の作付面積は50アール、目標とする5年後の作付も50アールで、作付面積の拡大はありませんが、ジョイント栽培を採用するなど、作業の効率化を図り、生産量を10%を向上させる計画でございます。梨栽培農家として経営も安定しており、作業の効率化などによる生産量の向上が期待されることから、認定について

支障のないものと考えております。

説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま説明がありました。何か質問がございましたらお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、今回提出された1件の農業経営改善計画につきまして、今後、地域の担い手として発展されることが見込めることから、支障なしの意見で回答したいと思います。支障なしの意見をつけることに賛成の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって支障なしの意見として決定いたしたいと思います。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（杉田孝行君） それでは、日程第9、農政問題に入ります。

農業委員の皆さんから農政問題について何かご質問がありましたら、お受けしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） はい。

◎閉会の宣告 午後 4時16分

○会長（杉田孝行君） 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案は全て終了したわけでございます。

委員の皆様には慎重審議、誠にありがとうございます。

以上をもちまして座長の任を解かせていただきます。

本会議を証するためここに署名する。

令和8年5月25日

久喜市農業委員会会長

杉田 孝行

署 名 委 員

大澤 一樹

署 名 委 員

高橋 七海